



地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和8年 4 月 30日

海老名市長

内 野



海老名市条例第19号

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(海老名市市税条例の一部改正)

第1条 海老名市市税条例（平成29年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第41条第1号オ中「第15条の15」を「第15条の9」に改める。

(海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年 4 月 30 日

海老名市長

内 野



海老名市規則第26号

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(海老名市老人保護措置に関する規則の一部改正)

第1条 海老名市老人保護措置に関する規則（昭和53年規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考1中「、同法第314条の8、同法附則第5条第3項及び同法附則第5条の4第6項」を「及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項」に改め、同表備考2第2号中「、第41条の3の2第4項及び第5項」を削る。

(海老名市養育医療の給付等に関する規則の一部改正)

第2条 海老名市養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

(海老名市児童福祉施設入所に関する規則の一部改正)

第3条 海老名市児童福祉施設入所に関する規則（平成13年規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び第5条の4第5項」に改める。

(海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料並びに特定乳児等通園支援事業の利用料を定める条例施行規則（平成27年規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考1中「附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」を「同法附則第5条第3項、

第5条の4第5項、第5条の5第2項及び第45条」に改める。

附 則

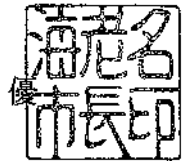
この規則は、公布の日から施行する。

海老名市告示第97号

地方税法第20条の2及び海老名市市税条例第10条の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和8年4月30日

海老名市長 内野



記

- 1 公示送達する書類
督促状
令和7年度課税分 市県民税、国民健康保険税
- 2 公示送達を受ける者の住所・氏名
別添「公示送達者リスト」のとおり
- 3 公示送達する書類は、市長が保管し、いつでも送達を受ける者に交付します。

※ 詳細は、掲示場で確認してください。

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		国民健康保険税	R7年度9期
		市県民税	R7年度2月
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		国民健康保険税	R7年度9期
		市県民税	R7年度1月・2月
		国民健康保険税	R7年度7期・9期
		国民健康保険税	R7年度7期・9期
		国民健康保険税	R7年度7期・9期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		国民健康保険税	R7年度9期
		市県民税	R7年度3期・4期
		市県民税	R7年度2期・3期・4期
		市県民税	R7年度3期・4期
		市県民税	R7年度1期・2期・3期・4期
		市県民税	R7年度4期

公示送達者リスト

氏名	住 所	税目	期別
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度随時1期
		市県民税	R7年度3期・4期
		市県民税	R7年度随時1期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度3期・4期
		市県民税	R7年度随時1期
		市県民税	R7年度2期・3期・4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度1期・2期・3期・4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期
		市県民税	R7年度4期

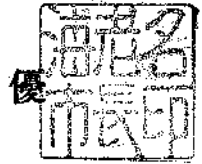


狂犬病予防法第6条第1項（同法第18条第1項）、動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項（同法第36条第2項）、及び神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第10条第3項（同条例第12条第1項及び第16条第2項）の規定により次のとおり収容したので、飼養者は神奈川県動物愛護センターに届け出て引取って下さい。

なお、定められた期日までに引きとらない場合には、規定により処分されます。

令和8年 4月 30日

海老名市長 内野



- 1 収容日 令和8年4月28日
- 2 収容（引取）期限 令和8年5月8日
- 3 引渡場所 神奈川県動物愛護センター
平塚市土屋401番地
電話 0463(58)3411

4 収容動物

番号	動物	種類	毛色	体格	性別	抑留 収容した場所	時間	首輪有無 色
1	犬 猫 他	子猫	薄茶	大.中.小.幼	♂・牝	海老名市中新田	8:30	有 無 海老名警察署
2	犬 猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
3	犬 猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
4	犬 猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無
5	犬 猫 他			大.中.小.幼	牡・牝		:	有 無